

証券コード 3673
平成28年3月8日

株 主 各 位

東京都品川区東品川四丁目13番14号
株式会社ブロードリーフ
代表取締役社長 大 山 堅 司

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成28年3月30日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区高輪三丁目13番3号（SHINAGAWA GOOS 1階）
TKPガーデンシティ品川 グリーンウィンド
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。） |
| 3. 目的事項 | | 第7期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告及び |
| 報告事項 | | 計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 補欠監査役2名選任の件 |
| 第6号議案 | | 取締役に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件 |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議決権行使のご案内

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面（郵送）による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合
当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com>）にアクセスしていただき、後記の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」（57頁）をご確認のうえ、画面の案内にしたがって、平成28年3月29日（火曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。
また、機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。
- (3) 重複行使の取扱い
書面（郵送）とインターネット等により議決権を重複して行使された場合は、到着日を問わず、インターネット等による議決権行使の内容を有効といたします。
また、インターネット等により複数回議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効といたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 - ◎当日は、些少なからずお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数に関わらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.broadleaf.co.jp/ir/meeting.html>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日）におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景に雇用・所得環境の改善や設備投資に持ち直しの動きが見られる等、緩やかな回復基調が継続しております。しかしながら、アメリカ金融政策の正常化が進むなか、中国をはじめとするアジア新興国経済の減速懸念等から、わが国景気の先行きにも慎重な見方が強まっております。

当社の主要顧客が属する自動車アフターマーケット業界（注1）におきましては、少子高齢化による人口減という日本社会の構造的要因等により、市場の成熟化が進んでおります。一方で、自動車業界全体の潮流として、動力源の電気化や構成要素の電子化をはじめとした技術革新を背景に、従来の産業構造の枠組みを越えた事業者の参入や業態の垣根を越えた合従連衡等、産業構造の改革に迫られております。このような自動車アフターマーケットの事業者を取り巻く環境の変化は、IT化による経営効率の改善やサービス品質の向上への意識が高まる契機となることが期待されております。また、これらの動きと並行して、自動車を起点とした情報を有効に活用することで、新たなサービス展開や産業創出に繋げていく取り組みも始まっており、自動車アフターマーケット業界は新たな拡がりを見せております。

このような事業環境の中、当社は産業プラットフォーム（注2）上で顧客事業を支援するITサービスの拡大に取り組むとともに、「豊かなカーライフを支援する総合サービス業への進化」を経営方針に掲げ、中長期的な成長に向けた取り組みを実施しております。具体的な施策として、自動車整備事業者等によるカーオーナーへの提案力やサービス向上を目的とした「CarpodTab（カーポッドタブ）」や、自動車部品の電子受発注サービス「BLパーツオーダーシステム」の普及に向けた取り組みを強化し、自動車アフターマーケット業界の活性化を促進し、当社ネットワークサービス分野を中心とした収益拡大を図りました。

その結果、ネットワークサービス分野の売上高は前事業年度比4億56百万円増収の42億42百万円となりました。一方、既存システム顧客の契約更新件数が減少したこと等から、システム販売分野の売上高は前事業年度比25億2百万円減収の113億16百万円となりました。また、システムサポート分野の売上高は前事業年度比24百万円減収の12億66百万円となり、当事業年度の売上高は、前事業年度比20億69百万円減収の168億24百万円となりました。

費用面につきましては、自動車関連の大規模データを起点とした今後のビジネスの展開を見据え、当社や顧客が保有する膨大な情報を統合・連携させ、カーオーナーのカーライフを支援する新サービスの創出に向けた研究開発を継続しております。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高168億24百万円（前事業年度比11.0%減）、営業利益25億14百万円（前事業年度比39.6%減）、経常利益24億93百万円（前事業年度比39.2%減）、当期純利益12億51百万円（前事業年度比42.9%減）となりました。

当事業年度における売上高の分野別の内訳は以下のとおりであります。

分 野	売 上 高 (千 円)	構 成 比	前事業年度比(増減率)
シ ス テ ム 販 売	11,316,132	67.3%	△18.1%
シ ス テ ム サ ポ ー ト	1,266,047	7.5%	△1.9%
ネ ッ ト ワ ー ク サ ー ビ ス	4,242,102	25.2%	12.1%
合 計	16,824,282	100.0%	△11.0%

- (注) 1. 自動車アフターマーケットとは、自動車が販売されてから発生する、自動車のメンテナンスや用品取り付け等の二次市場を指します。
2. 産業プラットフォームとは、特定産業のビジネスにおいて顧客が企画立案、コミュニケーション、意思決定、代金決済等のビジネスシーンにおいて利用されるビジネス上の情報基盤（プラットフォーム）を指します。

2. 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は8億94百万円であり、その主なものは市場販売目的のソフトウェアの開発によるものであります。

3. 資金調達の状況

当事業年度中に、所要資金として、金融機関より長期借入金25億円の調達を行いました。

4. 対処すべき課題

自動車アフターマーケットは、近年カーオーナーのニーズやライフスタイルの多様化、当社顧客間の競争激化、情報技術の進化に伴う大手IT企業による自動車関連産業への参入等、外部環境が大きく変化しております。当社はこれらに迅速かつ柔軟に対応すべく、当社サービスのエンドユーザーであるカーオーナーの視点に基づく戦略が必要と考え、当社顧客とともにカーオーナーへ常に新たなサービスを提供し、産業プラットフォームのさらなる拡大を推進しております。具体的には、当社は、対処すべき課題として、中期経営計画（平成28年度から平成29年度まで）において、以下の4点を重点戦略に掲げております。

(1) ソフトウェア事業の拡大

当社は、顧客の業務を改善する業種特化型アプリケーションを提供しており、業界で高いシェアを獲得しております。当社は今後可用性と拡張性を高め、リアルタイムでの処理が可能なクラウド・データ基盤のシステムの開発を行い、各種施策を通じて蓄積される大規模データを活用したアプリケーションを順次開発してまいります。

(2) 自動車部品流通事業の展開

これまで取り組んでまいりましたネットワークサービスのさらなる拡大のため部品流通事業を推進する新たなサービスを立ち上げてまいります。具体的には、当社の強みである自動車アフターマーケットの顧客基盤とデータベースを活用することで、自動車補修部品の受発注基盤と物流基盤を合わせたサービスを、自動車アフターマーケット事業者提供いたします。業界の課題である部品の取引や物流における非効率の緩和につながり、業界の活性化並びに流通の効率化に寄与します。

(3) 情報課金ビジネスの創出

当社は自動車関連の大規模データを活用したカーオーナー向けサービスの研究・開発等、新たなサービスを立ち上げてまいります。また、データベースの付加価値向上への取り組みや、新たな次世代自動車アフタービジネスの創造に向けた関連企業との共同研究並びにアライアンスの強化を進めてまいります。例えば、車載情報端末からクルマの走行距離や車両情報等を収集・配信するテレマティクスサービスをはじめ、旅行業界等の異業種や、大学等の学術機関とも積極的に連携し、データベース事業の推進による情報課金ビジネスを目指してまいります。

(4) アジア展開の本格化

アジア市場での自動車アフターマーケットは、自動車販売・保有台数の増加により一層の発展、拡大が見込まれます。このような環境下、当社は、日本で培ったノウハウを活かし、中国やフィリピンで現地パートナーとの関係強化を行い、事業を展開しております。今後も東南アジアにおいては国ごとの調査を進め、部品流通プラットフォームの構築を目指してまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第4期 (平成24年度)	第5期 (平成25年度)	第6期 (平成26年度)	第7期 (平成27年度)
売上高	15,641,996	18,024,477	18,894,039	16,824,282
経常利益	2,035,772	3,653,499	4,098,843	2,493,250
当期純利益	815,309	1,914,443	2,193,214	1,251,755
1株当たり当期純利益(円)	36.30	76.91	84.03	50.47
総資産	22,619,034	27,044,260	28,343,931	25,565,938
純資産	15,018,428	19,961,578	21,294,322	19,385,961
1株当たり純資産(円)	668.59	763.68	813.83	799.74

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は自己株式を控除した各事業年度末日の発行済株式総数により算定しております。
2. 平成24年9月18日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第4期事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第5期事業年度において公募増資による新株式の発行により、発行済株式の総数は2,300,000株増加しております。また、新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,376,000株増加しております。

6. 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社は、主に自動車アフターマーケット業界をはじめとする市場に、ネットワークを介した業種特化型の業務アプリケーションの提供、当社顧客に対する保守サービスやサプライ品の提供に加え、産業プラットフォーム上での各種ネットワークサービスを行っており、当該事業はシステム販売分野、システムサポート分野及びネットワークサービス分野の3分野で構成されております。なお、当社はITサービス事業の単一セグメントであるため、関連情報として上記分野別での区分を行っております。

分 野	サ ー ビ ス 内 容
シ ス テ ム 販 売	<ul style="list-style-type: none"> ・業種特化型業務アプリケーションの開発・販売 ・情報セキュリティ等パッケージソフトウェアの開発・販売 ・パソコン本体やプリンタ等の仕入・販売 他
シ ス テ ム サ ポ ー ト	<ul style="list-style-type: none"> ・当社システム販売顧客への保守サービスの提供 ・帳票類やOAサプライ品等の仕入・販売
ネ ッ ト ワ ー ク サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・当社システム販売顧客へのデータベース提供サービス ・当社システム販売顧客へのサーバー提供サービス ・自動車リサイクル部品の決済代行サービス ・自動車部品の電子受発注機能の提供 ・タブレット型業務支援ツールの提供 他

(1) システム販売分野

当社は、自動車アフターマーケット業界に従事している事業者の他、旅行取扱い事業者、携帯電話販売代理店事業者、機械工具取扱い事業者等に対して、事業創造を支援する業務アプリケーションを提供しております。当社の業種特化型業務アプリケーションは、特定業種固有の業務フローに則した見積及び請求管理等の汎用的な機能を具備しております。また、当社は、パソコンに当該業務アプリケーションを搭載して顧客に販売する場合に、併せて液晶ディスプレイ、プリンタ及び周辺機器等のハードウェアを販売しております。さらに、顧客ニーズに応じて受託型のシステム開発も行っております。

システムの販売に際しては、アプリケーションの使用権を当社がリース会社に販売し、リース会社が顧客へ主に6年でリース販売する契約形態が多くなっております。

(2) システムサポート分野

当社は、365日稼働のカスタマーヘルプデスクや全国33拠点に専門スタッフを配置し、

ネットワーク、ハードウェア及びサーバー等のトラブル時に迅速に対応するサポート体制を構築しており、システム販売顧客に対する業務アプリケーション保守サービス並びにハードウェア保守サービスを提供しております。また、業務アプリケーションで利用する帳票類等のサプライ品販売も行っております。

(3) ネットワークサービス分野

ネットワークサービス分野は、ネットワーク型の業種特化型業務アプリケーションの販売先に対する付帯サービスが主となっております。データベース提供サービスやサーバー提供サービスのような業務アプリケーション利用のために不可欠なサービスの他、自動車アフターマーケット業界でのリサイクル部品流通における決済代行サービスや、各事業者間での自動車部品の電子受発注機能等を提供しております。

主なサービスの内容は以下の表のとおりであり、対価は月額固定課金又は従量課金等で収受しております。

主なサービス	主な顧客	サービス内容
データベース提供サービス	整備事業者 钣金事業者 部品商 リサイクル事業者 中古車販売事業者等	新しく発売される自動車関連の車両情報や、日々更新される部品関連情報を定期的に入手・集約し、システム販売顧客との契約に基づき最新のデータベースを提供しております。対価として月額固定で代金を収受しております。
サーバー提供サービス		ネットワーク型システムは、当社サーバーの利用を前提としたシステムであるため、サーバー維持の対価として月額固定で代金を収受しております。
リサイクル部品決済代行サービス	リサイクル事業者 部品商等	インターネットを利用してリサイクル事業者等の販売者と部品商等の購入者との間でリサイクル部品の在庫情報を共有するリサイクル部品流通ネットワーク「パーツステーションNET」を運営しており、リサイクル部品を売買する際に発生する取引金額の決済を当社が代行し、定率で手数料を収受しております。
自動車部品の電子受発注機能の提供	整備事業者 钣金事業者 部品商 リサイクル事業者等	整備・钣金工場等の部品購入者のシステムと、部品商・リサイクル事業者等の部品販売者のシステムをネットワーク接続することにより、新品・リサイクル部品の問い合わせ業務、受発注業務を直接シームレスに行うことができる「BLパーツオーダーシステム」を提供しており、月額固定又は従量課金により代金を収受しております。
タブレット型業務支援ツールの提供	整備事業者 钣金事業者 部品商等	持ち運びが便利なタブレット端末を使用して、整備履歴の参照、最適な車検コース提案並びに画像や動画による分かりやすい説明等、カーオーナーへの提案を支援する業務アプリケーションを内蔵した「CarpodTab」を提供しており、月額固定で代金を収受しております。

7. 主要な事業所（平成27年12月31日現在）

本 社	東京都品川区
営 業 拠 点	仙台営業所（宮城県仙台市）、千葉営業所（千葉県千葉市） 東京営業所（東京都品川区）、名古屋営業所（愛知県名古屋市） 金沢営業所（石川県金沢市）、大阪営業所（大阪府大阪市） 広島営業所（広島県広島市）、福岡営業所（福岡県福岡市）
開 発 拠 点	札幌開発事業所（北海道札幌市） 東京開発事業所（東京都品川区） 福岡開発事業所（福岡県福岡市）

8. 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

使用人人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
788名	28名減	40.5歳	8.0年

(注) 1. 上記のほか、5名をパートタイム労働者として臨時雇用しております。

2. 平均勤続年数は、平成22年1月1日に当社が吸収合併した消滅会社旧株式会社ブロードリーフにおける勤続年数を通算しております。

9. 主要な借入先（平成27年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	2,299,160千円
合 計	2,299,160千円

II. 株式に関する事項

株式の状況（平成27年12月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 25,234,200株 |
| (3) 株主数 | 3,308名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	2,400,500株	9.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,223,900株	5.0%
株 式 会 社 オ ー ト バ ッ ク ス セ ブ ン	1,200,000株	4.9%
ザ バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク 1 3 3 5 2 4	1,197,400株	4.9%
ザ チ ェ ー ス マ ン ハ ッ タ ン バ ン ク 3 8 5 0 3 6	1,113,151株	4.6%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE-HCR00	1,073,700株	4.4%
ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス ・ ア ン ド ・ カ ン パ ニ ー レ ギ ュ ラ ー ア カ ウ ン ト	1,046,500株	4.3%
ジ ェ ー ピ ー モ ル ガ ン チ ェ ー ス バ ン ク 3 8 0 6 3 4	914,400株	3.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	772,800株	3.2%
ビービーエイチ マシユーズ ジャパン ファンド	690,900株	2.8%

(注)持株比率は発行済株式の総数から自己株式（962,584株）を控除し、ブロードリーフ社員持株会専用信託が保有する当社株式（68,300株）を含めて算定しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成27年4月27日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。当該自己株式の消却により、発行済株式の総数は987,500株減少しております。

消却した株式の種類及び総数	普通株式 987,500株
消却した日	平成27年5月15日

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成26年4月30日開催の当社取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、新株予約権（有償ストック・オプション）を発行することを決議いたしました。発行要綱は以下のとおりです。

決 議 年 月 日	平成26年4月30日
新 株 予 約 権 の 数	7,392個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 739,200株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の割当対象者	当社取締役(社外取締役を除く)及び執行役員
新株予約権と引き換えに払い込む金額	新株予約権1個当たり4,006円
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,611円
新株予約権の行使期間	自 平成27年4月30日 至 平成30年4月27日
新株予約権の行使条件	(注)

(注)新株予約権の行使条件

新株予約権者は、平成26年12月期及び平成28年12月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた当該新株予約権のうち以下に掲げる割合を限度として当該新株予約権を行使することができる。

①平成26年12月期の営業利益が40億円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた当該新株予約権の総数の1/4を平成27年4月30日から平成30年4月27日までの期間に行使することができる。

②平成28年12月期の営業利益が70億円以上の場合

新株予約権者が割当てを受けた当該新株予約権の総数の3/4を平成29年4月30日から平成30年4月27日までの期間に行使することができる。

IV. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 山 堅 司	
取締役副社長	山 中 健 一	
取 締 役	鬼 澤 盛 夫	
取 締 役	平 野 正 雄	株式会社エム・アンド・アイ代表取締役 早稲田大学商学大学院(早稲田ビジネススクール)教授
取 締 役	渡 邊 喜 一 郎	
常 勤 監 査 役	青 木 伸 也	
常 勤 監 査 役	加 來 英 彦	
監 査 役	石 井 友 二	石井公認会計士事務所所長 ホワイトボックス株式会社代表取締役 監査法人ブレインワーク代表社員

- (注) 1. 取締役のうち鬼澤盛夫氏、平野正雄氏及び渡邊喜一郎氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち加來英彦氏及び石井友二氏は社外監査役であります。
3. 当社は取締役鬼澤盛夫氏、平野正雄氏、渡邊喜一郎氏、監査役加來英彦氏及び石井友二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。なお、上記の社外役員に係る重要な兼職先と当社との間に、開示すべき特別な関係はありません。
4. 監査役石井友二氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	103,920千円 (18,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	27,300千円 (13,560千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (5名)	131,220千円 (31,560千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は平成25年3月29日開催の第4期定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は平成25年3月29日開催の第4期定時株主総会において、年額60,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

① 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	発言状況
鬼澤盛夫	13回開催 うち13回出席 (100%)	当社の事業に関連する業界についての専門的知識や豊富な経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
平野正雄	13回開催 うち13回出席 (100%)	企業経営についての専門的知識や豊富な経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。
渡邊喜一郎	13回開催 うち12回出席 (92%)	マーケティング分野や新規事業創出における専門的知識や豊富な経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的観点から、当社の経営上有用な発言等を行っております。

② 社外監査役

氏名	出席状況		発言状況
	取締役会	監査役会	
加來英彦	13回開催 うち13回出席 (100%)	12回開催 うち12回出席 (100%)	経理・財務についての専門的知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、取締役会及び監査役会の妥当性、適正性を確保するための助言及び提言を行っております。
石井友二	13回開催 うち13回出席 (100%)	12回開催 うち12回出席 (100%)	公認会計士としての財務会計及び会計監査における専門知識や豊富な経験に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、取締役会及び監査役会の妥当性、適正性を確保するための助言及び提言を行っております。

(4) 役員との責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役会、社内監査部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する等の事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査役会は、その会計監査人の解任又は不再任及び新たな会計監査人の選任に係る議案を株主総会に提出いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令・定款・取締役会規程等に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、当社グループの取締役の職務執行を監督する。
- ② 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準等に基づき当社グループの取締役の職務の執行を監督する。
- ③ 当社グループの役職員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため、倫理・コンプライアンス管理規程を制定する。
また、当社グループの役職員に対し、遵守すべき社会規範、各種法令、当社就業規則並びにその他の諸規程の遵守について周知徹底する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき保存及び管理を行う。

また、当社は関係会社管理規程及び当該規程に基づく関係会社管理要領において報告事項を定め、必要に応じて当社の子会社に取締役会で報告を求める。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理体制を構築するための危機管理に関連して、当社グループ全てに適用する諸規程を定め、平常時からリスクの低減又は危機の未然防止に努めるとともに、重大な危機が発生した場合の即応体制を整備・維持する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催し、重要事項に関し、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行う。

また、取締役会にて定められた経営方針に基づき、執行役員を含め具体的な施策の実施を図る。

なお、当社の子会社においても毎四半期の定例取締役会を開催し、重要事項に関し、取締役の職務の執行を適正かつ効率的に行う。

(5) **当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループ全てに適用する行動方針として、企業理念・経営方針・行動基準及び倫理・コンプライアンス管理規程を示し、これを基礎として、当社グループ各社で諸規程を定めることとする。

なお、当社グループの経営については、当社から取締役及び監査役を派遣し、当社の子会社の経営執行をモニタリングの上、子会社の業務の適正を確保する。

(6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて当社の使用人から監査役の指揮命令に従うスタッフを置くこととし、当該人事に関して監査役会の同意の下に、取締役との意見交換を行い慎重に検討する。

(7) **当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社グループの取締役、執行役員及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

また、監査役と代表取締役、会計監査人及び内部監査部門等との定期的な意見交換会を設定する。

(8) **監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を公益通報者保護規程に定め、当社グループの取締役、執行役員及び使用人に周知徹底する。

(9) **監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務の執行について必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除のため、倫理・コンプライアンス管理規程の定めにおいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力とは関係を有しないことを基本方針とする。

また、反社会的勢力の定義及び取引先管理マニュアル等に照らし合わせ、新規取引先が反社会的勢力でないことを確認するとともに、当社役職員及び既存取引先が反社会的勢力でないことを定期的に確認し、反社会的勢力の排除策を講じている。

さらに、当社は社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会し、外部情報の収集や外部団体との連携を強化している。

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記の内部統制システムの基本方針（業務の適正を確保するための体制）の適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営方針、事業計画及び予算策定等の経営に関する重要事項を決定しております。また、審議において、社外取締役及び社外監査役を交えた活発な意見交換がなされており、取締役間の意思疎通を図りながら業務執行を監督いたしました。
- (2) 監査役会を12回開催し、監査方針や監査計画を協議・決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。また、常勤監査役は経営会議等の重要会議にも出席し、発言・調査する等監査の充実を図っております。
- (3) リスクマネジメント規程に基づき、月1回のリスクマネジメント委員会を開催し、リスクアセスメントを実施いたしました。優先的に対応すべきリスクの抽出及び対応策の検討、実施後のモニタリングを実施し、全社的なリスクを網羅的に把握し、機動的に対応いたしました。
- (4) 公益通報者保護規程に基づき、全役職員を対象とした通報窓口を用意しており、社内窓口に加え、経営陣から独立した外部弁護士による窓口を設置し、コンプライアンス違反の発生又はそのおそれのある状況を知った者が、そのような状況に適切に対応できる窓口へ直接通報することができる仕組みを構築しております。
- (5) 個人情報保護基本規程に基づき、月1回の個人情報保護委員会を開催しております。当事業年度においては、全役職員を対象にe-ラーニングによるコンプライアンス遵守及び内部不正対策の教育を実施するとともに、社内における個人情報及び機密情報の授受のフローを見直し、個人情報保護委員会及び内部監査室による監督強化を図っております。

Ⅷ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を経営上の重要課題として位置づけております。将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保し、安定した配当を継続していくことを基本方針としており、配当性向については概ね20%を目処としております。

また、当社は株主様への利益還元機会の充実を図るため、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を実施することといたしております。なお、株主様に対する利益還元を柔軟に行うため、取締役会決議によって、「期末配当については毎年12月31日最終、中間配当については毎年6月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、金銭による剰余金の配当を行うことができる」旨を定款に定めておりますが、株主様の意向を直接伺う機会を確保するため、期末配当につきましては、株主総会決議事項としております。

(注)記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	8,384,656	買掛金	480,270
受取手形	68,981	1年内返済予定の長期借入金	624,000
売掛金	2,660,888	リース債務	32,641
商品	215,153	未払金	2,396,358
仕掛品	4,509	未払費用	169,794
貯蔵品	12,821	未払法人税等	118,444
前払費用	166,386	未払消費税等	67,388
繰延税金資産	201,544	未前受り金	30,244
未収入金	1,289,046	賞与引当金	74,681
その他金	34,054	損害補償引当金	278,406
貸倒引当金	△4,758	流動負債合計	31,201
流動資産合計	13,033,282	流動負債合計	4,338,044
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	1,675,160
建物	172,034	リース債務	51,126
構築物	730	資産除去債務	112,041
車両運搬具	19,300	繰延税金負債	3,603
工具、器具及び備品	89,506	固定負債合計	1,841,931
工事一式	83,395	負債合計	6,179,976
土地	92,978	純資産の部	
有形固定資産合計	457,944	株主資本	
無形固定資産		資本剰余金	7,147,905
のれん	9,362,268	資本準備金	7,147,905
ソフトウェア	1,246,711	資本剰余金合計	7,147,905
無形固定資産合計	10,608,979	利益剰余金	
投資その他の資産		その他利益剰余金	6,362,772
投資有価証券	644,322	繰越利益剰余金	
関係会社株式	203,859	利益剰余金合計	6,362,772
関係会社出資金	163,625	自己株式	△1,322,701
関係会社長期貸付金	60,000	株主資本合計	19,335,880
破産更生債権等	13,712	評価・換算差額等	
長期前払費用	23,090	その他有価証券評価差額金	20,489
敷金及び保証金	365,272	評価・換算差額等合計	20,489
その他の金	5,560	新株予約権	29,592
貸倒引当金	△13,712	純資産合計	19,385,961
投資その他の資産合計	1,465,730	負債及び純資産合計	25,565,938
固定資産合計	12,532,655		
資産合計	25,565,938		

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議決権行使のご案内

損益計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,824,282
売上原価	4,854,597
売上総利益	11,969,684
販売費及び一般管理費	9,455,476
営業利益	2,514,208
営業外収益	
受取利息	1,812
受取配当金	3,787
受取補償金	13,417
その他	15,000
	34,018
営業外費用	
支払利息	10,120
コミットメントフィー	2,500
損害補償損失引当金繰入額	21,221
支払手数料	17,000
自己株式取得費用	3,659
その他	475
	54,975
経常利益	2,493,250
特別利益	
固定資産売却益	6,430
特別損失	
固定資産除却損	228
投資有価証券評価損	119,194
	119,422
税引前当期純利益	2,380,258
法人税、住民税及び事業税	958,481
法人税等調整額	170,021
当期純利益	1,251,755

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	7,147,905	7,147,905	-	7,147,905	7,120,710	7,120,710	△141,734	21,274,786
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△575,111	△575,111		△575,111
当 期 純 利 益					1,251,755	1,251,755		1,251,755
自 己 株 式 の 取 得							△2,655,299	△2,655,299
自 己 株 式 の 処 分			△3,694	△3,694			43,444	39,749
自 己 株 式 の 消 却			△1,430,887	△1,430,887			1,430,887	-
自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替			1,434,582	1,434,582	△1,434,582	△1,434,582		-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△757,938	△757,938	△1,180,967	△1,938,905
当 期 末 残 高	7,147,905	7,147,905	-	7,147,905	6,362,772	6,362,772	△1,322,701	19,335,880

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△10,075	△10,075	29,612	21,294,322
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△575,111
当 期 純 利 益				1,251,755
自 己 株 式 の 取 得				△2,655,299
自 己 株 式 の 処 分				39,749
自 己 株 式 の 消 却				-
自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替				-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	30,565	30,565	△20	30,545
当 期 変 動 額 合 計	30,565	30,565	△20	△1,908,360
当 期 末 残 高	20,489	20,489	29,592	19,385,961

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品……………移動平均法による原価法
 - ② 仕掛品……………個別法による原価法
 - ③ 貯蔵品……………移動平均法による原価法
- 貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物が11～43年、工具、器具及び備品が4～6年であります。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。
- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ のれん

20年間で均等償却を行っております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に対応する見積額を計上しております。

③ 損害補償損失引当金

損害補償の支払による損失に備えるため、補償履行による損失負担見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

受注製作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事

工事完成基準

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(7) 表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度まで独立掲記して表示しておりました「営業外収益」の「仕入割引」（当事業年度は、2,456千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 902,133千円

(2) 保証債務

リース契約により当社システムを購入した顧客の未経過リース料の一部について債務保証を行っております。

被 保 証 先	金 額
一般顧客12,248社	304,778千円

(注)上記の保証債務の金額は損害補償損失引当金控除後の金額であります。

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 16,642千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高 223千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
発行済株式				
普通株式(注)1	26,221,700	—	987,500	25,234,200
自己株式				
普通株式 (注)2、3、4	92,484	1,954,500	1,016,100	1,030,884

(注)1. 普通株式の発行済株式数の減少987,500株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少987,500株であります。

2. 普通株式の自己株式数の増加1,954,500株は、取締役会決議に基づく公開買付けによる増加1,194,500株及び取締役会決議に基づく市場買付けによる増加760,000株であります。

3. 普通株式の自己株式数の減少1,016,100株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少987,500株、ブロードリーフ社員持株会専用信託から従業員持株会への株式の売却による減少24,100株、ストック・オプションの行使による減少4,000株及び新株予約権の行使による減少500株であります。
4. 普通株式の自己株式数については、ブロードリーフ社員持株会専用信託が所有する当社株式（当事業年度期首92,400株、当事業年度末68,300株）を含めて記載しております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月26日 定時株主総会(注)1	普通株式	262,216	利益剰余金	10.00	平成26年12月31日	平成27年3月27日
平成27年7月31日 取締役会(注)2	普通株式	312,895	利益剰余金	12.50	平成27年6月30日	平成27年9月24日

(注) 1. 配当金の総額には、ブロードリーフ社員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当金924千円が含まれております。

2. 配当金の総額には、ブロードリーフ社員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当金1,040千円が含まれております。

② 基準日が当事業年度に属する配当金のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月30日 定時株主総会(予定) (注)	普通株式	303,395	利益剰余金	12.50	平成27年12月31日	平成28年3月31日

(注) 配当金の総額には、ブロードリーフ社員持株会専用信託が保有する当社株式に対する配当金853千円が含まれております。

(3) 新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成22年4月9日	普通株式	18,200株
平成26年4月30日	普通株式	184,300株
合	計	202,500株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

(繰延税金資産)	
未払事業税	15,070
未払費用	37,071
貸倒引当金	5,723
賞与引当金	92,041
損害補償損失引当金	11,442
減価償却費超過額	13,969
投資有価証券	38,452
資産除去債務	36,146
その他	48,553
繰延税金資産小計	298,467
評価性引当額	△82,957
繰延税金資産合計	215,510
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	7,462
その他有価証券評価差額金	10,107
繰延税金負債合計	17,569
繰延税金資産（負債）の純額	197,940

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年1月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年1月1日から平成28年12月31日までのものは33.1%、平成29年1月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は15,368千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が15,628千円、その他有価証券評価差額金額が341千円、それぞれ増加しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行借入により資金調達を行っております。また、デリバティブは外貨建債権債務の為替変動リスクを回避するためや借入金の金利変動リスクを回避するため等に利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、取引限度規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主に株式、投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスクがありますが、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。買掛金及び未払金はすべて1年以内の支払期日です。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の表のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預金	8,384,656	8,384,656	－
② 売 掛 金	2,660,888	2,660,888	－
③ 未 収 入 金	1,289,046	1,289,046	－
④ 投資有価証券			
その他有価証券	528,185	528,185	－
⑤ 買 掛 金	(480,270)	(480,270)	－
⑥ 未 払 金	(2,396,358)	(2,396,358)	－
⑦ 長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	(2,299,160)	(2,301,201)	(2,041)

(注) 1. 負債に計上されているものについては、()で示しております。

2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②売掛金及び③未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

株式の時価は、取引所の価格によっております。

⑤買掛金及び⑥未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑦長期借入金（1年以内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 非上場株式（貸借対照表計上額17,196千円）及び投資事業有限責任組合への出資（貸借対照表計上額98,941千円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難であるため、「④投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	799.74円
1株当たり当期純利益	50.47円

(注)ブロードリーフ社員持株会専用信託が所有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。（当事業年度68,300株）
また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。（当事業年度82,089株）

8. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、平成28年2月10日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 760,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合 3.01%）
- (3) 消却日 平成28年3月2日

(ご参考)

消却後の当社の発行済株式総数は、24,474,200株となります。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月12日

株式会社ブロードリーフ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 本	守 ①
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	草 野	和 彦 ①
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉 山	勝 ①

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブロードリーフの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、監査方法、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、監査方法、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月16日

株式会社ブロードリーフ監査役会

常勤監査役 青 木 伸 也 ①

常勤監査役 加 来 英 彦 ①
(社外監査役)

社外監査役 石 井 友 二 ①

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主様に対する利益還元を経営上の重要課題として位置付けております。将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保し、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、普通株式1株につき12.5円(先に実施しました中間配当と合わせて年間配当金は1株につき25円)とさせていただきますと存じます。詳細は以下のとおりであります。

なお、当社は平成28年2月10日開催の取締役会において、平成28年12月期中間配当におきまして、1株につき5円の記念配当を実施することを決議しております。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12.5円 総額303,395,200円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年3月31日

【ご参考】

	第5期 (平成25年度)	第6期 (平成26年度)	第7期:当事業年度 (平成27年度)	第8期(予想) (平成28年度)
1株当たり 中間配当金	—	10円	12.5円	17.5円 普通配当12.5円 記念配当5円
1株当たり 期末配当金	20円	10円	(予定)12.5円	12.5円
1株当たり 年間配当金	20円	20円	(予定)25円	30円
配当性向	26.0%	23.8%	(予定)49.5%	44.8%

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は「豊かなカーライフを支援する総合サービス業への進化」を経営方針に掲げ、中長期的な成長に向けた取り組みを実施しており、主要事業における多様化への対応のため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第36条(監査役の責任免除)第2項の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (目的) (現行どおり)
(1) ~ (4) (条文省略) (新設)	(1) ~ (4) (現行どおり)
(5) (条文省略)	(5) <u>電気通信事業法に基づく電気通信役務を提供する事業およびその代理業</u>
(6) (条文省略) (新設)	(6) (現行どおり)
(7) (条文省略)	(7) (現行どおり)
(8) (条文省略)	(8) <u>広告および宣伝に関する業務ならびに広告代理店業</u>
(9) (条文省略)	(9) (現行どおり)
(10) (条文省略) (新設)	(10) (現行どおり)
(11) (条文省略)	(11) (現行どおり)
	(12) (現行どおり)
	(13) <u>損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務</u>
	(14) <u>労働者派遣事業</u>
	(15) (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第36条 (監査役の責任免除)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>会社法第2条第16号</u>に定める社外監査役との間で、<u>会社法第423条第1項</u>の監査役の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、<u>会社法第425条第1項</u>に定める最低責任限度額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第36条 (監査役の責任免除)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、<u>会社法第423条第1項</u>の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、<u>会社法第425条第1項</u>に定める最低責任限度額を限度として、賠償の責めに任ずるべき旨の契約を締結することができる。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、当社取締役会の多様性やコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、当社取締役候補者5名のうち、過半数（3名）を社外取締役候補者といたします。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	おお やま けん じ 大 山 堅 司 (昭和43年9月10日) 取締役会出席状況 13回/13回(100%)	昭和62年4月 株式会社ビーイング入社 平成元年4月 同社取締役 平成12年7月 同社取締役副社長 平成14年7月 同社執行役員マーケティング部長兼 営業部長 平成17年10月 アイ・ティー・エックス株式会社顧問 平成18年1月 当社取締役副社長 平成18年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成27年1月 事業構想大学院大学客員教授（現任）	210,000株
2	やま なか けん いち 山 中 健 一 (昭和43年10月10日) 取締役会出席状況 13回/13回(100%)	平成4年4月 三菱電機エンジニアリング株式会社入社 平成8年1月 株式会社ビーイング入社 平成12年4月 同社執行役員 平成17年5月 同社経営推進室副室長 平成17年11月 株式会社JIMOS執行役員 平成22年10月 当社執行役員管理本部長 平成23年1月 当社執行役員管理本部長兼 経営管理グループ長 平成24年3月 当社取締役執行役員管理本部長 平成26年1月 当社取締役副社長（現任）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	きわもりお 鬼 澤 盛 夫 (昭和19年4月8日) 社外取締役候補者 取締役会出席状況 13回/13回(100%)	昭和45年4月 日本ユニバック株式会社 (現日本ユニシス株式会社) 入社 昭和60年3月 シチズン時計株式会社入社 平成4年2月 メンター・グラフィックス・ジャパン 株式会社代表取締役社長 平成11年2月 コネクサント・システムズ・ジャパン 株式会社代表取締役社長 平成18年2月 オートデスク株式会社代表取締役社長 平成24年3月 同社アドバイザー 当社社外取締役(現任)	0株
	社外取締役候補者 とした理由	鬼澤盛夫氏は、オートデスク株式会社等の代表取締役を務めた経歴から、ソフトウェア開発・販売等のIT企業及びグローバル企業の経営者として活躍し、当社事業に関連する業界について専門的知識や豊富な経験を有しております。 これらを活かして、当社の経営全般に対して、様々な観点からの助言を得ることが期待できるため、社外取締役候補者といたしました。	
	独立性に係る事項	鬼澤盛夫氏は、会社から独立した客観的・中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、届け出ていることから、当社は同氏を独立性のある取締役候補者と位置付けております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	<p>わた なべ き いち ろう 渡 邊 喜 一 郎 (昭和34年1月23日)</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>取締役会出席状況 12回/13回(92%)</p>	<p>昭和56年4月 株式会社オリエンタルランド入社 平成3年4月 日産自動車株式会社入社 平成7年12月 日本電信電話株式会社入社 マルチメディアビジネス開発部担当課長 平成15年10月 株式会社トミー (現株式会社タカラトミー)入社 コンテンツ事業戦略本部副本部長 平成18年1月 株式会社ティーツーアイエンターテイメント (現株式会社タカラトミーフィールドテック) 代表取締役副社長 平成20年11月 株式会社メディア工房取締役 常務執行役員 平成24年5月 株式会社DELTA FORCE代表取締役 平成26年3月 株式会社ワンオブゼム監査役(現任) 当社社外取締役(現任)</p>	0株
	社外取締役候補者とした理由	<p>渡邊喜一郎氏は、株式会社オリエンタルランド等の事業会社において、独自のマーケティング手法で多くのプロジェクトを成功に導いた経験や上場IT企業の役員としての経歴を持ち、新事業の創出においても専門的知識や豊富な経験を有しております。</p> <p>これらを活かして、マーケティングの分野を中心に、様々な観点からの助言を得ることが期待できるため、社外取締役候補者といたしました。</p>	
	独立性に係る事項	<p>渡邊喜一郎氏は、会社から独立した客観的・中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、届け出ていることから、当社は同氏を独立性のある取締役候補者と位置付けております。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	<p style="text-align: center;">いけだ しげる 池田 茂 (昭和16年3月4日)</p> <p style="text-align: center;">社外取締役候補者 新任</p>	<p>昭和39年4月 日本電信電話公社 (現日本電信電話株式会社) 入社</p> <p>昭和60年7月 同社新潟支社長</p> <p>平成4年6月 同社取締役人事部長</p> <p>平成8年6月 同社常務取締役マルチメディア推進本部長</p> <p>平成11年4月 株式会社エヌ・ティ・ティエムイー 代表取締役社長</p> <p>平成14年7月 一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 専務理事</p> <p>平成19年4月 スカパーJ S A T株式会社社外取締役</p> <p>平成19年4月 ブロードアース株式会社社外取締役 (現任)</p> <p>平成19年6月 株式会社ACCESS顧問(現任)</p> <p>平成20年4月 事業創造大学院大学客員教授(現任)</p> <p>平成21年4月 多摩大学大学院客員教授</p> <p>平成27年9月 一般財団法人社会開発研究センター理事 (現任)</p>	0株
	社外取締役候補者 とした理由	<p>池田茂氏は、日本電信電話株式会社及びその関連会社の取締役を歴任し、IT及びインターネットの普及期から通信業界で経営に携わった経験を持ち、企業経営に関する専門的知識や豊富な経験を有しております。また、多摩大学大学院等において教壇に立ち、ITや情報社会学等の分野においても幅広い知見を有しております。</p> <p>これらを活かして、当社の経営全般に対して、実務面・学術面の両面からの助言を得ることが期待できるため、社外取締役候補者いたしました。</p>	
	独立性に係る事項	<p>池田茂氏は、会社から独立した客観的・中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立性のある取締役候補者と位置付けております。</p>	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鬼澤盛夫氏、渡邊喜一郎氏及び池田茂氏は社外取締役候補者であります。
3. 鬼澤盛夫氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 渡邊喜一郎氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、鬼澤盛夫氏及び渡邊喜一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また池田茂氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員候補者として同取引所に届け出ております。
6. 当社は現在、各社外取締役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、社外取締役候補者である鬼澤盛夫氏及び渡邊喜一郎氏を選任いただけた場合は、同様の責任限定契約を継続する予定であります。また、池田茂氏を選任いただけた場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、当該責任限定が認められるのは当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	あおきしんや 青木伸也 (昭和21年12月16日) 取締役会出席状況 13回/13回(100%) 監査役会出席状況 12回/12回(100%)	昭和40年4月 岩井産業株式会社（現双日株式会社）入社 平成12年4月 日商岩井マネジメントサービス株式会社 （現双日シェアードサービス株式会社） 代表取締役副社長 平成15年6月 有限会社ブレインズオプトラスト代表取締役 平成16年7月 株式会社ニュース・サービス・センター 執行役員総務局長 平成19年1月 当社入社 平成19年3月 当社監査役(現任)	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	<p>しば ところ のぶ ひろ 柴 床 暢 浩 (昭和26年8月9日)</p> <p>社外監査役候補者</p> <p>新任</p>	<p>昭和49年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社 平成9年11月 日商岩井投資顧問株式会社（現損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社）代表取締役 平成13年3月 日商岩井証券株式会社（現株式会社SBI証券）取締役 平成16年6月 新三光製線株式会社（現松菱金属工業株式会社）取締役 平成22年4月 同社執行役員 平成22年6月 株式会社サステック取締役 平成24年6月 同社常務取締役 平成26年4月 同社常務執行役員</p>	0株
社外監査役候補者とした理由	<p>柴床暢浩氏は、多くの事業会社において要職を歴任し、企業経営や経理、財務の分野において専門的知識や豊富な経験を有しております。これらを活かして、監査役監査の機能強化を中心に、当社の経営全般に対して、様々な観点からの助言を得ることが期待できるため、社外監査役候補者いたしました。</p>		独立性に係る事項
	<p>柴床暢浩氏は、会社から独立した客観的・中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立性のある監査役候補者と位置付けております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	<p>いし 井 とも じ二 石 井 友 二 (昭和28年11月22日)</p> <p>社外監査役候補者</p> <p>取締役会出席状況 13回/13回(100%)</p> <p>監査役会出席状況 12回/12回(100%)</p>	<p>昭和55年11月 監査法人朝日会計社 (現有限責任 あずさ監査法人) 入社</p> <p>昭和59年 2月 公認会計士登録</p> <p>昭和60年 3月 石井公認会計士事務所開設 同所所長 (現任)</p> <p>昭和63年 4月 安田信託銀行株式会社 (現みずほ信託銀行株式会社) 入社</p> <p>平成 5年10月 同社コンサルティング部室長</p> <p>平成 7年 3月 株式会社アクシスウェイブ (ホワイトボックスコンサルティング株式会社に商号変更後、ホワイトボックス株式会社に吸収合併) 代表取締役</p> <p>平成14年10月 監査法人ブレインワーク代表社員 (現任)</p> <p>平成15年12月 ホワイトボックス株式会社代表取締役 (現任)</p> <p>平成17年 6月 株式会社タケエイ 監査役 (現任)</p> <p>平成26年 3月 当社社外監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 石井公認会計士事務所所長 監査法人ブレインワーク代表社員 ホワイトボックス株式会社代表取締役</p>	0株
社外監査役候補者 とした理由		<p>石井友二氏は、公認会計士として大手会計事務所・金融機関等での経験から、財務会計及び会計監査の分野において専門的知識や豊富な経験を有しております。また、事業創出や新事業構築等においてもコンサルタントとして幅広い知見を有しております。</p> <p>これらを活かして、監査役監査の機能強化を中心に、当社の経営全般に対して、様々な観点からの助言を得ることが期待できるため、社外監査役候補者といたしました。</p>	

独立性に係る事項	<p>石井友二氏は、当社の会計監査人である監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）の出身者であり、また当社の主要な借入先であった株式会社みずほ銀行の関係会社である安田信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行株式会社）の出身者であります。昭和63年3月に監査法人朝日会計社（現有限責任 あずさ監査法人）を退職し、また平成7年6月に安田信託銀行株式会社（現みずほ信託銀行株式会社）を退職しており、それぞれ退職後相当な期間が経過していることから、会社から独立した客観的・中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立性のある監査役候補者と位置付けております。なお、当事業年度末において、株式会社みずほ銀行は当社の主要な借入先には該当しておりません。</p>
----------	--

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柴床暢浩氏及び石井友二氏は社外監査役候補者であります。
3. 石井友二氏は現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、石井友二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また柴床暢浩氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員候補者として同取引所に届け出ております。
5. 当社は現在、石井友二氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、石井友二氏を選任いただけた場合は、同様の責任限定契約を継続する予定であります。また、柴床暢浩氏を選任いただけた場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、青木伸也氏を選任いただけた場合、第2号議案定款一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件として、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、当該責任限定が認められるのは当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

第5号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであり、平澤謙二氏は社外監査役以外の監査役の補欠としての候補者、朝倉祐介氏は社外監査役候補者の補欠としての候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	<p>ひら さわ けん じ 平 澤 謙 二 (昭和27年2月6日)</p> <p>新任</p>	<p>昭和50年4月 大同生命保険相互会社 (現大同生命保険株式会社) 入社</p> <p>平成10年4月 同社損保事業開発部部長</p> <p>平成11年4月 同社不動産部部長</p> <p>平成17年4月 同社業務監査部部長</p> <p>平成22年6月 T&Dコンファーム株式会社取締役</p> <p>平成24年6月 T&D情報システム株式会社監査役</p> <p>平成27年4月 当社内部監査室室長(現任)</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当状況 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	あさ くら ゆう すけ 朝 倉 祐 介 (昭和57年8月19日) 社外監査役候補者 新任	平成19年9月 司法試験合格 平成20年12月 弁護士登録 平成20年12月 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所(外国法共同事業)入所 平成23年9月 三羽総合法律事務所パートナー(現任) (重要な兼職の状況) 三羽総合法律事務所パートナー	0株
	社外監査役候補者とした理由	朝倉祐介氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士資格を持ち、企業法務の専門家として、当社取締役の職務の執行につき提言・助言を受けることができると判断したためであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	
	独立性に係る事項	当社と上記略歴記載の事務所との取引はなく、朝倉祐介氏は会社から独立した客観的・中立的な立場のもと、一般株主との利益相反を生じるおそれなく、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしていることから、当社は同氏を独立性のある監査役候補者と位置付けております。	

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 朝倉祐介氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 朝倉祐介氏は東京証券取引所の独立役員要件を満たしており、朝倉祐介氏が監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は現在、社外監査役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、朝倉祐介氏が監査役に就任した場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。また、平澤謙二氏が監査役に就任した場合は、第2号議案定款一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件として、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、当該責任限定が認められるのは当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社取締役の報酬は、「基本報酬」及び「役員賞与」により構成されておりましたが、新たに、当社取締役及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）の導入をお願いするものであります。

本制度は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、取締役等が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社としては、本制度の導入は相当であるものと考えております。

本制度にかかる取締役の報酬の額及び内容については、平成25年3月29日開催の第4期定時株主総会にて決議いただいた取締役の報酬限度額（年額300百万円以内。ただし使用人給与分は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、当社取締役（社外取締役を除きます。以下、第6号議案において同じです。）に対して支給することといたしたく存じます。また、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、現時点において、本制度の対象となる取締役の員数は2名、執行役員の員数は8名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は2名、執行役員の員数は8名となります。

2. 本制度における報酬の額及び内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の取締役等に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、役位、業績達成度等に応じて当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

(2) 当社が拠出する金員の上限及び当社株式の取得方法

当社は、本株主総会で本制度の導入をご承認いただくことを条件として、本制度のために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要な資金として、1事業年度あたり総額73百万円を上限として拠出し、本信託を設定します。

具体的には、当社は、平成28年12月末日で終了する事業年度から平成32年12月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）のための株式取得資金として、365百万円を上限として本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として5事業年度ごとに、上記株式の取得資金として365百万円を上限として本信託に追加拠出を行います（以下、かかる5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に本信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

なお、本信託による当社株式の取得は、取引市場を通じて又は当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式の総数が増加することはなく、希薄化が生じることはございません。

(3) 取締役等に給付される当社株式の具体的内容

当社は、本信託期間中の毎年12月末日で終了する各事業年度に関して、取締役等に対して、業績目標の達成度に応じて、以下の算定式によって定める数のポイントを付与します。

(算定式)

$$\text{付与ポイント数} = \text{役位別ポイント数(注1)} \times \text{業績連動係数(注2)}$$

(注) 1. 役位別ポイント数は、取締役会が役位別に定めた取締役等の基準報酬額（各取締役等の報酬総額の20%程度）を、本信託による当社株式の平均取得株価で除した数とします。平均取得株価は本信託による当社株式の取得価格の総額を取得株数で除した額とします。

2. 業績連動係数は、各事業年度における当社の売上高、営業利益等のそれぞれの目標達成度に基づき評価ポイントを算定し、その合計ポイントによって評価報酬委員会が評価、決定します。これにより、付与ポイント数は役位別ポイント数の0～130%の範囲で決定されることとなります。

当社取締役等に付与する1事業年度当たりのポイント数の合計は73,000ポイント（当社株式73,000株相当）を上限とします。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(4)の当初株式等の交付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(4) 取締役等に対する給付時期

当社の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(3)の記載に従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、当該確定ポイントに対応する当社株式の一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の交付を受ける場合があります。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(ご参考)

なお、本制度の詳細については、平成28年2月23日付「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

当社平成28年2月23日付適時開示

「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」(抜粋)

1. 導入の背景および目的

当社取締役会は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

なお、本制度は、取締役等に対する株式報酬制度ですが、取締役等と従業員との間で上記目的を共有するため、本制度と連動した従業員向けインセンティブプランの導入を予定しております。

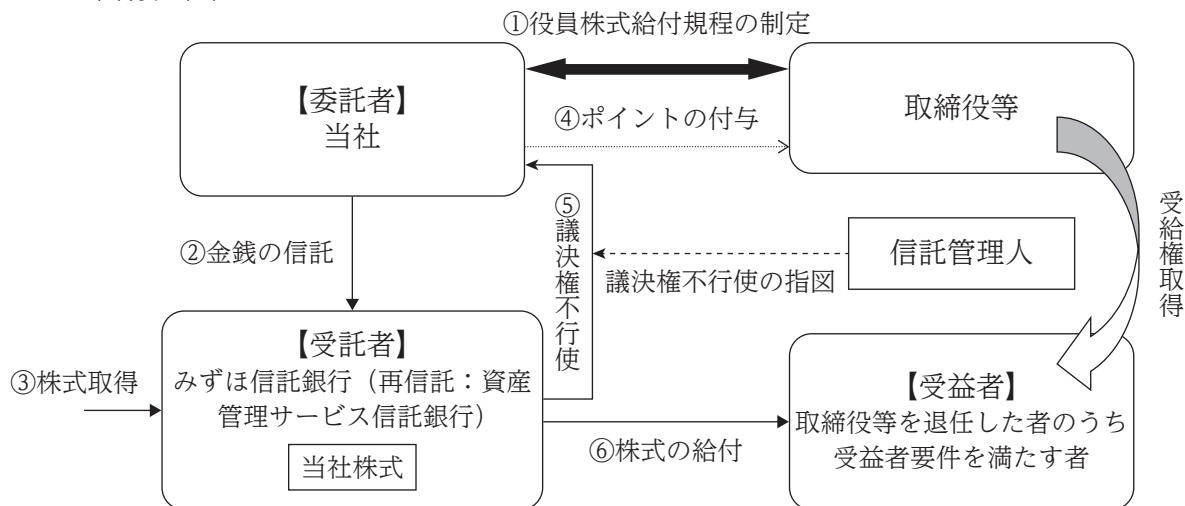
2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の取締役等に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程に従って、役位、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

<本制度の仕組み>



- ①当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ②当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式を引き受ける方法により取得します。
- ④当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を交付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（なお、社外取締役および監査役は本制度の対象外とします。）および執行役員

(3) 信託期間

平成28年6月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、本株主総会で本制度の導入をご承認いただくことを条件として、本制度のために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要な資金として、1事業年度あたり総額73百万円を上限として拠出し、本信託を設定します。

具体的には、当社は、平成28年12月末日で終了する事業年度から平成32年12月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）のための株式取得資金として、365百万円を上限として本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として5事業年度ごとに、上記株式の取得資金として365百万円を上限として本信託に追加拠出を行います（以下、かかる5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内とします。

(5) 当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。したがって、本信託による当社株式の取得に際し、当社の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはありません。なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、365,000株を上限として取引市場を通じて取得するものとします。

(6) 取締役等に給付される当社株式数の算定方法

当社は、信託期間中の毎年12月末日で終了する各事業年度に関して、取締役等に対して、業績目標の達成度に応じて、以下の算定式によって定める数のポイントを付与します。

(計算式)

付与ポイント数 = 役位別ポイント数(※1) × 業績連動係数(※2)

※1 役位別ポイント数は、取締役会が役位別に定めた取締役等の基準報酬額(各取締役等の報酬額の20%程度)を、本信託による当社株式の平均取得株価で除した数とします。平均取得株価は本信託による当社株式の取得価格の総額を取得株数で除した額とします。

※2 業績連動係数は、各事業年度における当社の売上高、営業利益等のそれぞれの目標達成度に基づき評価ポイントを算定し、その合計ポイントによって評価報酬委員会が評価、決定します。これにより、付与ポイント数は役位別ポイント数の0~130%の範囲で決定されることとなります。

当社取締役等に付与する1事業年度当たりのポイント数の合計は73,000ポイント(当社株式73,000株相当)を上限とします。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います。)

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役等のポイント数は、退任時までには当該取締役等に付与されたポイントを合計した数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 取締役等に対する給付時期

当社の取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記(6)の記載に従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、当該確定ポイントに対応する当社株式の一定割合について、当社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の交付を受ける場合があります。

なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

【本信託の概要】

- ①名称：株式給付信託（BBT）
- ②委託者：当社
- ③受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④受益者：取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定です
- ⑥信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日：平成28年6月（予定）
- ⑧金銭を信託する日：平成28年6月（予定）
- ⑨信託の期間：平成28年6月（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以 上

(ご参考)

議決権行使のご案内

議決権のご行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会への出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。

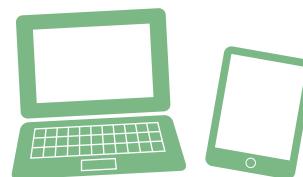
書面（郵送）による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否を
ご表示のうえ、
平成28年3月29日(火曜日)
午後5時30分までに
到着するようご投函ください。

※ご返送の際は、
同封の保護シールを
ご貼付ください。

インターネット等による 議決権行使



当社の指定する
議決権行使ウェブサイト
にアクセスし、
平成28年3月29日(火曜日)
午後5時30分までに
ご行使ください。

詳細は次頁を
ご参照ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面（郵送）による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（以下URL）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内にしたがってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<http://www.it-soukai.com>

- (2) 行使期限は平成28年3月29日（火曜日）午後5時30分までです。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。インターネットにて複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- (4) パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

- ◎パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段となります。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ◎パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ◎議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524 (平日9:00~21:00)**

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324 (平日9:00~17:00)**

(ご参考)

機関投資家の皆様は、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

3. システムに係る条件

(1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

(2) 以下のアプリケーションをインストールしていること。

① Internet Explorer® Ver.7以降

② Adobe® Reader® Ver.9以降

(注) 1. Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

2. Adobe及びReaderはAdobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

3. 上記条件のアプリケーションをご利用いただいてもご利用のパソコンや、設定環境、インストールされている他のソフトウェアによって、当サイトをご利用いただけない場合もございますのであらかじめご了承ください。

(3) Cookieの設定を有効にしていること。

(4) インターネットをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金 (電話料金) 等が必要な場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

(5) 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

(6) 暗号化通信 (SHA-2) により、第三者による改ざん・成りすましを防いでいますので、安心してご利用いただけます。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区高輪三丁目13番3号 SHINAGAWA GOOS (シナガワ グース) 1階
TKPガーデンシティ品川 グリーンウィンド



交通：京急線「品川駅」高輪口より徒歩1分

JR「品川駅」中央改札口（高輪口）より徒歩1分

当日はお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。